

就労系障害福祉サービスにおける在宅利用に係る理由書

事業所名	
担当者	
電話番号	

【就労系サービスにおける在宅利用について】

就労に関する特定の障害福祉サービスにおいては、区市町村がやむを得ないと認めた場合に限り、在宅での利用（サービスの提供）が認められます。

本市では国の通知等に基づき、本理由書や必要に応じて行う聞き取り等の内容を踏まえて、必要性や有効性等を総合的に判断しています。

●対象サービス

- ①就労継続支援（A型・B型）
- ②就労移行支援
- ③就労選択支援

●注意事項

- ①在宅利用は障害福祉サービス受給者証において、それが明記されている必要があります。
- ②本理由書により支給の検討を行いますので、提出したことをもって、在宅利用について認めるものではありません。
- ③本理由書は対象者個人への支給を検討し、及び判断するためのものですので、別途事業所が、在宅でサービスの提供を実施するための届出書類を給付係へ提出する必要があります。（重複する確認事項も一部ございますが、ご了承ください。）

受給者番号											
受給者（利用者）氏名											
サービス種類											
在宅利用期間		年		月	～		年		月		

在宅で支援を実施せざるを得ない理由 ※できる限り詳細にご記入ください。

在宅で提供する就労、訓練又は生産活動等の提供内容 ※具体的な支援内容をご記入ください。

在宅支援を行う曜日・時間 ※在宅利用と通所による利用を併用する場合は、通所する曜日・時間もご記入ください。

緊急時の対応 ※対応の流れや、本人の居宅に駆けつけるまでの所要時間等を具体的にご記入ください。

定期的な評価等の方法 ※週1回以上の評価等、及び月1回以上の達成度の評価等についてそれぞれご記入ください。

在宅利用により期待される支援効果 ※サービスを提供する事業所以外から意見等があれば別に添付してください。

●以下の項目は「在宅時生活支援サービス加算」を伴う場合にご記入ください。

身体介護又は重度訪問介護として実施する支援の内容 ※具体的な支援内容をご記入ください。

理由書における確認事項は以上です。
詳しい内容の聞取り、個別支援計画や達成度の評価等に係る資料等の提出、その他支給決定に際して本市が必要と判断することに関し、ご協力を要請させていただく場合がございますので、ご承知おきください。

本市での支給要否の判断後、本理由書を提出した事業所にご連絡いたします。

提出先：〒183-8703 府中市宮西町2丁目24番地 府中市福祉保健部 障害福祉課
サービス支援担当（身体・知的） / サービス支援担当（精神・発達）